

那覇市役所本庁舎産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託に係る単価契約書

排出事業者：那覇市（以下「甲」という。）と、収集運搬及び処分業者_____（以下「乙」という。）は、甲の事業場：那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎1-1-1）から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分に関して次のとおり単価契約を締結する。

（法の遵守）

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

（契約の保証）

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を発注者に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金の納付は、次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 3 前2項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下、「保証の額」という。）は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 発注者は、業務の完了後に、第1項の契約保証金、第2項第1号の有価証券等又は同項第2号に規定する金融機関等の保証証書を受注者に返還するものとする。
- 6 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

（委託内容）

第3条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

◎処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：沖縄県
許可の有効期限：
事業範囲：許可証記載
許可の条件：許可証記載
許可番号：

許可都道府県・政令市：沖縄県
許可の有効期限：
事業区分：許可証記載
産業廃棄物の種類：許可証記載
許可の条件：許可証記載
許可番号：

2 委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び単価

甲が、乙に収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び委託単価は、次のとおりとする。

収集運搬及び処分に関する種類、予定数量及び委託単価

種類：混合廃棄物（汚泥、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、木くず）
数量： kg
単価： 円/kg

(収集運搬作業費等、当該業務に係る費用は全て含む。)

3 処分の場所、方法及び処理能力

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称: _____

所 在 地: _____

処分の方法: _____

施設の処理能力：許可証記載

4 最終処分の場所、方法及び処理能力

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分及び再処理施設先 (予定) を次のとおりとする。

5 収集運搬過程における積替保管

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第15条で定める契約期間内に確実に収集運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類：許可証記載

積替保管施設の所在地：

(甲乙の責任範囲)

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合はこの限りではない。

(義務の譲渡等)

第6条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

(委託業務終了報告)

第7条 乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれ運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票で、処分業務についてはマニフェストE票で代えることができる。

(業務の一時停止)

第8条 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明しつつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

(報酬・消費税・支払い)

第9条 甲の委託する産業廃棄物の収集運搬業務及び処分業務に関する報酬は、第3条第2項にて定める単価に基づき算出する。

- 2 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第5条等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の収集運搬業務及び処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 4 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。なお、契約代金は、契約単価に甲から委託された産業廃棄物の重量を乗じて得た金額に、消費税および地方消費税を加算した金額（1円未満切捨て）とする。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

(内容の変更)

第10条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第5条の場合も同様とする。

(機密保持)

第11条 甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。また、本契約を完了し、又は、解除した後も同様とする。

(契約の解除)

第12条 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(下請負契約等に関する契約解除)

第13条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が排除対象者（前条の第2項に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者と知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第14条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察へ通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(契約期間)

第15条 この契約は有効期間を契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

(委託料)

第16条 甲は、収集運搬及び処分業務の委託料を乙の請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(管轄裁判所)

第17条 本契約に関する一切の紛争に關し、訴訟を提起する必要が生じたときは、那霸簡易裁判所または那霸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し双方記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7年 月 日

甲 那霸市泉崎1丁目1番1号
那霸市
那霸市長 知念 覚

乙